

## 仕 様 書

### 1 件名

花桃小学校音楽用楽器等購入

### 2 場所

八潮市大字圀 8 1 番地 八潮市立花桃小学校

### 3 納入期限

令和 9 年 3 月 3 1 日 (水)

※花桃小学校の竣工日は、令和 9 年 2 月 2 6 日 (金) を予定している。

※搬入・設置については、令和 9 年 3 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間を予定している。

※具体的な納入日は、後日協議の上指示する。

### 4 納入品詳細

- (1) 規格及び数量は、内訳書 (別紙 1) のとおりとする。
- (2) 納入品は原則、内訳書 (別紙 1) に記載の参考メーカーの品番のとおりとする。

### 5 設置箇所

花桃小学校校舎 3 階第 1 音楽室、第 2 音楽室および音楽準備室内とする。

※設置前に最終確認すること。

※搬入場所の詳細は、搬入図 (別紙 2) を参照すること。

### 6 納入品の仕様等に対する留意事項

- (1) 納入品は、原則「国等による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法) に規定する判断基準に適した製品であることに努めることとする。
- (2) 標準品で新品であること。
- (3) 納入の際には受注者が必ず立会い、施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うよう努めることとする。万一、建物、設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復すること。
- (4) 納入品の搬入、組立、据付、調整、運搬費、養生等に係る一切の費用は、契約金額に含むものとする。また、組立が必要な楽器は組立後に調律を行うものとする。なお、養生資材、梱包材料等の納品時に発生する廃棄物は、受注者の責任において持ち帰り、適正に処理をすること。
- (5) 地震等により横滑りの可能性がある楽器については、防振措置を行うこと。ただし、発注者と受注者の協議により、その必要がないと判断したものについてはこの限りではない。また、地震対策に必要な部材は受注者で用意すること。なお、固定が困難な場合は、その理由を速やかに提示し、発注者と協議の上その指

示に従うこと。

- (6) 搬入・設置スケジュールは発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (7) その他詳細については、発注者と協議の上その指示に従うこと。

## 7 養生

- (1) 納入品を搬入する前に、搬入経路の養生を確認し、追加の養生が必要と判断した場合は、発注者と協議の上その指示に従うこと。その際、必要に応じて養生材は受注者の負担で用意すること。
- (2) 上記に定めのない養生に係る事項は、発注者と受注者で協議の上決定する。

## 8 同等品以上の製品について

- (1) 内訳書（別紙1）に記載された例示品について、同等品以上の規格、機能等を有する製品にて参加する場合は、同等品以上の製品と証明できる紙媒体（メーカー作成の機能等が記載されている図面・カタログの写し等）及び本市が指定した様式に必要事項を記入し、八潮市教育委員会新設小学校準備室に提出すること。この際、内訳書に記載のある例示品と比較し、申請する製品の優位点、相違点を必ず具体的に備考欄に明記すること（表現が具体的でない場合、承認されない可能性がある）。同等品以上の製品を申請する者は、入札日の10開庁日前までに本市に申し出ること。本市から入札の日から4開庁日前までに承認の可否を入札参加者あてにメールにて周知する。なお、製品によっては審査に時間を要することが想定されるため、なるべく早めの申請に努めること。

承認された製品以外での入札は認めない。

※提出は、郵送、直接持参またはメールのいずれかとする。

※開庁日とは、土・日・祝日を除く平日とする。

※申し出、承認の可否の期日に、入札日は起算しない。

- (2) 納入品の規格は参考とする。ただし、製品によっては例示寸法に近い規格でなければ納品できない可能性があるため、同等品以上の製品の申請には特に留意すること。

## 9 検品

- (1) 納入据付完了後、発注者立会いの下、全品の数量と仕様検品を行うこと。
- (2) 検品が完了した納入品に対して、以下の備品管理シールを貼付する。詳細は、発注者と協議の上、その指示に従うこととする。
- (3) 発注者は、備品管理シールの記載内容を示す資料を受注者に貸与する。

(参考) 備品管理シールイメージ

八潮市立花桃小学校備品			
種別	●●●●		
番号	校-K●-		
購入年度	R8	区分	市

## 10 支払方法

完了後一括払いとする。

## 11 その他

- (1) 納入後一年間は、発注者の故意又は重過失によるものを除き、保守修理、調律、バランス調整、タンポ交換、ピストン調整、軟物交換等を無償で対応すること。
- (2) 本仕様書になき事項については、発注者と受注者で協議の上決定することとする。